

参加  
無料

要申込

# 第77期司法修習生壮行会

受験生・LS生・78期修習予定者も大歓迎！

2025.2.18 (火)

申込み・×切り  
2/12(水)17時



学習会

18:00-19:30

少年事件の実務

終了後懇親会あり



## 場所

【アクセスはこちら↓】

### 横浜法律事務所

【JR 関内駅】南口より 徒歩7分

【地下鉄 関内駅】1番出口より 徒歩5分

【みなとみらい線 日本大通り駅】1番出口より 徒歩4分



## 講師

太田伊早子 弁護士

## お申し込み方法

①氏名、②メールアドレス、③zoom参加か現地参加か、④修習生の方は修習期&修習地、学生の方は学校名&学年、それ以外の方は属性等（会社勤めで予備試験合格など）を明記の上、以下のメールアドレスまでお申込みください。

osaki@yokohamalawoffice.com

弁護士大崎菜耶（横浜法律事務所）

045-662-2226



62期 横浜法律事務所所属  
弁護士登録以来、少年事件をコンスタントに取り扱い、特に「重大事件」と言われる、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件の否認事件を比較的多く担当してきました（そのなかには、非行事実なしと認定されたケース、逆送をされなかったケース、55条移送されたケースがあります）。

少年事件は、成人の刑事事件とは異なる弁護士の動きが、迅速性をもって求められる専門性の高い分野となっています。また、少年と年齢が近い若手弁護士だからこそベテラン弁護士にはできない活躍ができるという醍醐味があります。